

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和6年9月30日(月) 午前9時30分から午前10時5分
会議場所	糸魚川市役所 2階 201・202会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席13名、欠席6名)】</p> <p>出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、4番恩田正平委員、5番近藤栄樹委員、6番松木秀夫委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、10番猪又正巳委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員</p> <p>欠席委員：3番 大島博委員、9番 加藤政人委員、11番 福田幸生委員、14番 稲葉淳一委員、15番 斉藤正機委員、16番 川合次夫委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請無、出席1名)】</p> <p>出席委員：8番池原栄一委員</p> <p style="text-align: right;">(以上、出席14名)</p>
出席職員	<p>農業委員会事務局</p> <p>小島係長(書記)、林主査、伊藤主査</p>
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	17番 委員
	18番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて
No.18～No.22 5件

報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.17～No.19 3件

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.49 1件

日程第3 付議事項

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3011～No.3014 4件

議第2号 許可処分の取消申請について
No.2 1件

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5015～No.5016 2件

議第4号 農用地利用集積計画案について
No.182～No.195 14件

日程第4 その他

1 次回農業委員会の日程について

10月31日(木) 9時30分開会 市役所201・202会議室

2 その他

各種研修・大会のご案内(別紙)

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	<p>農業委員会を開催させていただきます。 本日の欠席通告委員は、3番 大島博委員、9番 加藤政人委員、 11番 福田幸生委員、14番 稲葉淳一委員、15番 斉藤正機委員、 16番 川合次夫委員の6名です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p>
議長	<p>日程第1＝議事録署名委員の指名について</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕 異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。 議事録署名委員には17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員 を指名いたします。</p>
議長 伊藤主査	<p>日程第2＝報告事項</p> <p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。 報告いたします。1頁をご覧ください。 18番今井地区、頭山地内の2筆50㎡について、現況は公衆用道路 です。 19番今井地区、西中地内の2筆85㎡について、現況は雑種地です。 20番青海地区、田海地内の2筆1,272㎡について、現況は駐車場敷 地です。 21番青海地区、青海地内の1筆684㎡について、現況は雑種地です。</p>

伊藤主査	22 番能生地区、能生地内の 29 筆 3,050.34 m ² について、現況は山林です。
議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>
議長 林主査	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について></p> <p>報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。</p> <p>報告いたします。3頁をご覧ください。</p> <p>17 番下早川地区、東塚地内の 8 筆 6,494 m²については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>18 番今井地区、西中地内の 3 筆 850 m²については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>19 番今井地区、西川原地内の 1 筆 128 m²については、労力不足のため休耕するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 片山委員	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>休耕届について、その後の取り扱いはどうなるのか。届出を出した後、そのまま放っておけば荒れていくわけであるが。</p>
伊藤主査	<p>休耕届け出後であっても本来であれば他の農地等に迷惑にならないように管理されなければならない。事務局としては、休耕の状態を解消できるように他の農業者から耕作できないか照会を行うが、現実的には即、耕作者が見つかるわけではない。実態として、そのまま耕作されず、荒れていき、耕作放棄地となれば、非農地判定を行っていくので、そうなれば農地台帳から落としていく。</p>
議長	<p>同時に土地改良区の負担金等の手続きもあるので、それは土地改良区と連携している。</p> <p>他にご質問・ご意見はありませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。</p>

議長	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。</p>
林主査	<p>報告いたします。議案の4頁をご覧ください。 49番、能生谷地区、鶉石地内の2筆2,758㎡については、労力不足のため、他の方へ貸し付けるものです。</p>
議長	<p>以上で、報告を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、以上で報告事項を終了します。 続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p>日程第3＝付議事項</p>	
議長	<p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について> 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p>
林主査	<p>説明いたします。5頁をご覧ください。 3011番、下早川地区、下出地内の1筆19㎡については、所有権移転贈与です。地図No.1をご覧ください。申請地は市道高谷根線沿いの場所です。譲渡人は県外に居住しており、管理ができないため、申請地近くに住む譲受人に譲り渡したいというものです。 3012番、大野地区、大野地内の1筆1,604㎡については、所有権移転贈与です。地図No.2をご覧ください。申請地は市道大野糸魚川2号線沿いの場所です。譲渡人は管理ができないため、申請地で耕作を希望する譲受人に譲り渡したいというものです。 3013番、根知地区、山口地内の2筆403㎡については、所有権移転贈与です。地図No.3をご覧ください。申請地は市道栗山横這線沿いの場所です。譲渡人は県外に居住しており、申請地の管理ができないため、譲受人に譲り渡したいというものです。 3014番、今井地区、西中地内の2筆147㎡については、所有権移転</p>

<p>議長</p>	<p>贈与です。地図No. 4をご覧ください。申請地は市道梶屋西中線の付近の場所です。譲渡人は高齢で申請地の管理ができないため、譲受人に譲り渡したいというものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p><議第2号 許可処分の取消申請について></p> <p>議第2号 許可処分の取消申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。6頁をご覧ください。</p> <p>2番、糸魚川地区、上刈4丁目地内の1筆716㎡については、平成21年度に5条申請で許可を得たが、その後、申請者の資金調達が困難となり、転用計画を取りやめることになったので取消申請を行うものです。なお、同箇所今回、別の5条申請が提出されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p> <p>異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長 伊藤主査</p>	<p><議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について></p> <p>議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。7頁をご覧ください。</p> <p>5015番、糸魚川地区南寺町3丁目地内の2筆221㎡については、宅地造成の転用となっています。地図No. 5をご覧ください。申請地は市道東神領5号線沿いの場所です。譲受人は宅地造成したいというものです。</p>

伊藤主査	<p>5016 番、糸魚川地区上刈4丁目地内の1筆 396 m²については、住宅敷地の転用です。地図No.6をご覧ください。申請地は、市道大野糸魚川2号線沿いの場所です。先ほどの転用許可の取消案件の場所です。譲受人は、申請地を譲り受けて住宅を新築したいというものです。</p>
議長	<p>以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第4号 農用地利用集積計画案について> 議第4号 農用地利用集積計画案について、14件ございます。 このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが恩田委員の案件であります。恩田委員の退室を求めます。</p>
林主査	<p>〔恩田委員退室〕 事務局の説明を求めます。 説明いたします。</p>
議長	<p>10頁191番から195番、上早川地区の大平地内と中川原新田地内の24筆 23,121 m²について(株)東山ファームが耕作するものです。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ご質問及びご意見がございませんので、異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>〔恩田委員入室〕 残りの案件を審議します。 事務局の説明を求めます。</p>
林主査	<p>8項182番、189番は下早川地区東海地内の東海圃場2筆を含む4筆 2,880 m²となります。 183番、190番は、下早川地区 堀切地内の1筆 2,000 m²となります。 184番から188番については、先ほどの(株)東山ファームが耕作する農地についての地主と農地中間管理機構との契約となります。</p>

<p>議長</p>	<p>以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>日程第4＝その他</p>
<p>議長 小島係長</p>	<p>1 次回農業委員会の日程について 事務局の説明を求めます。 説明いたします。次回の農業委員会のご案内です。 10月31日木曜日、9時30分から定例会を市役所2階で開催します。</p>
<p>小島係長</p>	<p>2 その他 引き続き説明します。 先月に予告しました新潟県農業委員会大会と上越中越地区協議会 合同研修会のご案内も併せてお手元に配布させていただきました。 どちらも10月末までに欠席の報告をお願いします。 そして、お手元に冊子3冊を配布しました。後ほどご覧ください。</p>
<p>議長</p>	<p>他に意見等はありませんか。 他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>